

## 【輸入 局長通達】

【参考】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について</p> <p>平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた我が国の対応として、同年 10 月 14 日から「北朝鮮籍船舶の入港禁止」及び「北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止」の措置が実施されている。</p> <p>また、平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び同年 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を受けた国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、同年 3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸入が禁止されている。</p> <p>更に、平成 28 年 9 月 9 日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、我が国が北朝鮮に対する追加の措置として、同年 12 月 9 日付の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について」において、我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を許可制とすることにより禁止すること等が決定され、同日より実施されている。</p> <p>これらの措置については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、本年 <u>4 月 6 日</u> の閣議において、引き続き 2 年間継続することが決定されたところである。また、これを受け、実施のための政令の公布及び関係大臣による告示が行われ、本日施行することとされたところである。</p> <p>税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2 及び別添 3）を踏まえ、関係官庁と緊密に連携し、引き続き、輸入禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について」（<u>平成 31 年 4 月 12 日財閥第 495 号</u>）は、廃止する。</p>	<p>北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について</p> <p>平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた我が国の対応として、同年 10 月 14 日から「北朝鮮籍船舶の入港禁止」及び「北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止」の措置が実施されている。</p> <p>また、平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び同年 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を受けた国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、同年 3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸入が禁止されている。</p> <p>更に、平成 28 年 9 月 9 日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、我が国が北朝鮮に対する追加の措置として、同年 12 月 9 日付の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者等に対する資産凍結等の措置について」において、我が国が指定する団体及び個人からの支払の受領を許可制とすることにより禁止すること等が決定され、同日より実施されている。</p> <p>これらの措置については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、本年 <u>4 月 9 日</u> の閣議において、引き続き 2 年間継続することが決定されたところである。また、これを受け、実施のための政令の公布及び関係大臣による告示が行われ、本日施行することとされたところである。</p> <p>税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2 及び別添 3）を踏まえ、関係官庁と緊密に連携し、引き続き、輸入禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置等に伴う税関の対応について」（<u>平成 29 年 4 月 12 日財閥第 506 号</u>）は、廃止する。</p>
記	記
1 ~ 5 (省略)	1 ~ 5 (同左)